

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課) 四六三
ページ

告 示

平成二十二年度決算に基づき算定した健全化判断比率

(財 政 課) 四六四

平成二十二年度決算に基づき算定した資金不足比率

(同) 四六四

都市計画の変更

(都 市 政 策 課) 四六四

公 示

落札者等に関する公示

(管 財 課) 四六五

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商 業 流 通 課) 四六五

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(同) 四六六

土地改良事業の施行の適当の決定

(農 地 整 備 課) 四六六

基本測量の実施

(用 地 課) 四六六

岐阜都市計画の図書の縦覧

(都 市 政 策 課) 四六七

土地改良区の定款の変更認可

(西濃農林事務所) 四六七

規 則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十三号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の二第一項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「及び租税特別措置法第四十一条の十八の三」を削り、「次項及び第五項」を「以下この条」に改め、「と」の下に「又は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」を加える。

附則第五条第三項中「(昭和三十二年法律第二十六号)」を削る。

第六十六号の様式中「租税特別措置法41条の18の3」を「租税特別措置法41条の18の2第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。

第二千二百九十一号

平成二十三年十月二十一日

(金曜日)

告 示

岐阜県告示第五百二十七号

平成二十二年年度決算に基づき算定した健全化判断比率は、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第一項の規定により公表する。

平成二十三年十月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
(3.75)	(8.75)	19.6 (25.0)	227.8 (400.0)

(注) 1 ()内には、それぞれの比率に係る早期健全化基準を記載した。
2 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、それぞれ「-」を記載した。

岐阜県告示第五百二十八号

平成二十二年年度決算に基づき算定した資金不足比率は、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二十一条第一項の規定により公表する。

平成二十三年十月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率
岐阜県水道事業会計	(20.0)
岐阜県工業用水道事業会計	

	(20.0)
岐阜県流域下水道特別会計	(20.0)

(注) 1 ()内には、経河健全化基準を記載した。
2 資金不足額がないため、それぞれ「-」を記載した。

岐阜県告示第五百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十條第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
岐阜都市計画道路
三・三・九号 金町東興町線
三・三・十六号 金町光明町線
三・四・三十七号 六条日置江線
三・五・五十八号 徹明茜部支線
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建設部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

岐阜県告示第五百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十條第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項

の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画道路

三・五・九号 石山三井線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市政策部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

岐阜県告示第五百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画緑地

1号 国営木曾三川公園 各務原緑地

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十三年十月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

1 購入物品及び予定数量 岐阜県庁舎で使用する電気 4,135,000kWh

2 供給期間 平成23年11月1日0時から平成24年10月31日24時まで

3 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

4 入札公告を行った日 平成23年8月16日

5 落札者を決定した日 平成23年9月29日

6 落札者の氏名及び住所 東京都中央区晴海1丁目8番11号

カシィーエナジー株式会社

前兼部長 滝下 肇

7 落札金額 77,153,609円

8 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

部署の名称 岐阜県総務部管財課

所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十三年十月二十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年十月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年十月六日

二 届出者の氏名又は名称
株式会社オークワ

三 建物の名称及び所在地
(仮称) スーパーセンターオークワ可児坂戸店
可児市坂戸六二五 外

四 大規模小売店舗の新設日
平成二十四年六月七日

五 店舗面積

五、九八一平方メートル
六 駐車場の収容台数

三〇〇台
七 荷さばき施設の面積

一六八平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年十月二十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年十月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年十月七日

二 届出者の氏名又は名称
株式会社ファミリースーパーマルキ

三 建物の名称及び所在地
パロー高富北店

四 変更しようとする事項
山県市東深瀬平柳一〇九番地二外
変更しようとする事項
駐車場の収容台数

(変更前) 一三四台
(変更後) 一八五台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前九時三〇分から午後九時
(変更後) 午前九時から午後十時

土地改良事業の施行の適当の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
下呂市	田ノ野地区	下呂市小坂 振興事務所 掲示場	平成二三・一〇・二二から 一一・二二まで

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十三年十月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（東北地方太平洋沖地震に伴う高精度三次元測量）

三 作業期間

平成二十三年十一月一日から
同 二十四年三月二十三日まで

四 作業地域

岐阜市、中津川市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、加茂郡坂祝
町及び可児郡御嵩町

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同
法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十
一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆
の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画道路

三・五・五十一号 北一色若宮地線

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同
法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十
一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆
の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画道路

三・五・五十一号 北一色若宮地線

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐南町建設部建設課

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同
法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十
一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆
の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画公園

三・三・九号 本荘公園

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

高須輪中土地改良区	土地改良区名	認可年月日
		平成二三・一〇・五

平成二十三年十月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター